

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

3月号 Vol.107

今月の SMILE

今年甲辰の年です

まいど おおきに！

今年の中国の春節の休みは、2月10日から17日でした。皆さん、中国の春節のお休みはいかがでしたか？今年、甲辰(きのえたつ)の年ですね。

次頁の経済情報でも書きましたが、中国国家统计局のデータによれば、1月の国民消費者物価指数(CPI)は、前年同月比で0.8%減少しました。これは連続4カ月の減少です。下落は主に食品価格によるものとのことです。1月の工業生産者物価指数(PPI)も前年同月比で再び減少しました。

話を変えて、アメリカのジャーナリストで元FOXニュース司会者のタッカー・カールソン氏が、ロシアによるウクライナ侵攻後初めてアメリカのジャーナリストとして、ロシアのウラジミール・プーチン大統領に2時間近いインタビューを行い、これが2月8日に公表されました。そして春節の休みの間、このインタビューを日本語字幕のあるサイトでみました。いろいろ興味深いテーマがありましたが、経済面で言うならば、プーチン大統領が、“ドルを外交の武器として使うことは、アメリカの指導者たちが犯した最大の戦略的失敗の1つだ”と語ったことです。ドルを使った制裁は、アメリカ以外の国がドルを使わないという選択肢を検討することを誘引することが考えられるからです。プーチン大統領は、さらに続けて、“世界で起こっていることを見てみると良い。アメリカの同盟国でさえドルの外貨準備を減らしている。アメリカの行動を見て誰もが身を守ろうとしている。”そして“ドルはアメリカの持つ覇権の基盤となっている。だが彼らは紙幣印刷を止めない。33兆ドルの負債は何を意味するだろうか？米国の上層部がドルを外交の武器として使うと決定すれば、殴られるのは他ならぬアメリカ自身の覇権だ。あまり強い言葉は使いたくないが、それは愚かな行動であり、酷い失敗だ。”このように、西側のマスコミの情報からでは知り得ない内容が多く、その真偽を論ずることは別にして、一見の価値はあると思います。

今月の法務編では、前月号からの続きとして、金杜法律事務所からの情報提供による“「会社法(2023年改正)」の要点(後編)”を載せております。いずれも注目される内容ですが、2.(4)支配株主、実質的支配者を制約する制度の強化は、2024年3月1日から施行される刑法改正案(十二)が、会社の管理責任は主に董事、監事又は高級管理職が負うものとなったため、新会社法も責任追及の対象者の整合も図ったとされています。

甲辰の年は、昨年まで努力してきたことが実を結ぶ年とも言われているそうです。期待しましょう！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国経済情報

マクロ経済情報

1月CPI、09年以来の大幅下落 生産者物価もマイナス続く

国家統計局が2月8日に発表した1月の消費者物価指数(CPI)は前年比0.8%下落し、4カ月連続のマイナスとなった。生産者物価指数(PPI)も下落し、デフレ圧力の強さを示した。CPIは前月の0.3%から下落幅が拡大。2009年9月以来の大幅なマイナスとなった。食品価格の急低下が主に影響した。前月比では0.3%上昇。2023年12月は0.1%上昇だった。

保銀投資(ピンポイント・アセット・マネジメント)のチーフエコノミスト、張智威氏は「CPIは中国が持続的なデフレ圧力に直面していることを示している。消費者の間にデフレ期待が定着するリスクを回避するため、中国は迅速かつ積極的に行動を起こす必要がある」と述べた。変動の激しい食品とエネルギー価格を除いたコアインフレ率は前年比0.4%上昇と、12月の0.6%上昇から減速した。1月のPPIは前年比2.5%下落と、下落率は前月の2.7%、市場予想の2.6%よりも小幅にとどまった。前月比では0.2%下落。12月は0.3%下落だった。ユニオンバンクケールブリヴェ(香港)のアジア担当シニアエコノミスト、カルロス・カサノバ氏は、顧客向けノートで、「デフレ/ディスインフレは定着しつつある。この下落は国内消費の低迷を物語っている。株式市場の大幅な売りがセンチメントとそれに伴う消費落ち込みの一因と考えている」と指摘した。その上で、中国人民銀行(中央銀行)はもっと強力な政策支援を行うべきと指摘した。「われわれは2月に広範な利下げが行われることを望んでいるが、政策余地の乏しさと政策伝達面の問題を考えると、その可能性は依然として低い」とした。

詳細については、下表をご覧ください。

2024年1月份的居民消费价格指数(CPI)
(2024年1月消費者物価指数「CPI」)

中国語	和訳	1月	
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格总指数	消費者物価指数	0.3	-0.8
其中：城市	その内、都市部	0.3	-0.8
农村	農村部	0.2	-0.8
其中：食品	その内、食品	0.4	-5.9
非食品	非食品	0.2	0.4
其中：消费品	その内、消費品	0.2	-1.7
服务	サービス	0.4	0.5
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含まない	0.3	0.4
分类別	類別区分		
一、食品烟酒	一、食品&煙草と酒	0.3	-3.6
粮 食	糧食	0	0.5
食用油	食用油	-1	-4.9
鲜菜	新鮮野菜	3.8	-12.7
肉禽及其制品	肉や家禽製品	-0.5	-11.6
其中：猪肉	その内、豚肉	-0.2	-17.3
牛肉	牛肉	-0.9	-7.7
羊肉	羊肉	-0.3	-5.9
水产品	水産品	2.6	-3.4
蛋	卵	-1.5	-6.4
奶类	乳品類	-0.5	-0.8
鲜 果	新鮮フルーツ	-0.5	-9.1
烟 草	煙草	0.2	1.3
酒 类	酒類	-0.3	-0.1
二、衣着	二、衣類	-0.3	1.6
服 装	服装	-0.3	1.7
鞋	靴	-0.2	1.3
三、居住	三、居住	0	0.3
租房房租	借家賃借料	-0.1	0.2
水电燃料	水道光熱費	0.1	0.3
四、生活用品及服务	四、生活用品およびサービス	1	1
家用电器	家電製品	0.6	-0.2
家庭服务	家庭サービス	2.7	2
五、交通和通信	五、交通と通信	0.1	-2.4
交通工具	交通手段	-0.1	-5.6
交通工具用燃料	車用燃料	-1	-0.1
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0.1	-1.2
通信工具	通信手段	-0.3	-1.7
通信服务	通信サービス	0	-0.3
邮政服务	郵送サービス	0.1	-0.3
六、娱乐教育文化用品及服务	六、娯楽・教育・文化用品及びサービス	0.7	1.3
教育服务	教育サービス	0	1.7
旅 游	旅行	4.2	1.8
七、医疗保健	七、医療保険	0.1	1.3
中 药	漢方薬	0.1	6.1
西 药	西洋薬	-0.1	-0.2
医疗服务	医療サービス	0.2	1.3
八、其他用品及服务	八、その他用品及びサービス	1.1	2.9

2024年1月份的工业生产者价格（PPI）

（2024年1月生産者物価指数「PPIJ」）

（中国語） 指标	（和訳） 指標	1月	
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	-0.2	-2.5
生产资料	生産手段	-0.2	-3
采掘	採掘	0.2	-6
原料	原料	-0.2	-2.3
加工	加工	-0.3	-3.1
生活资料	消費資料	-0.2	-1.1
食品	食品	-0.1	-1
衣着	衣料品	-0.2	0.1
一般日用品	一般的な日用品	0	0
耐用消费品	耐久消費財	-0.4	-2.3
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	-0.2	-3.4
燃料动力类	燃料動力類	-0.8	-6.7
黑色金属材料类	黒金属材料	0.8	0
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0.3	1.5
化工原料类	化学原料類	-0.8	-5.7
木材及纸浆类	木材及びパルプ	-0.1	-5.9
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	-0.1	-7
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	0.1	-1.9
农副产品类	農業副産物	-1	-5.8
纺织原料类	紡織原材料類	-0.4	0
三、工业生产者主要行业出厂价格	三、工業生産者の主要な業界の出荷価格		
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	0.1	-16
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	-0.8	3.4
黑色金属矿采选业	黒色金屬鉱物採鉱業	2.3	16.1
有色金属矿采选业	非鉄金屬鉱物採鉱業	0.6	6.9
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	0.1	-2.1
农副食品加工业	農業の食品加工業	-0.5	-3.8
食品制造业	食品製造業	0.2	-0.7
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	-0.1	0.7
烟草制品业	タバコ製品業	-0.2	0.6
纺织业	紡績業	-0.3	-1.3
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	-0.3	0.3
木材加工和木、竹、藤、棕、	木材加工や木、竹、藤、シュロ、	-0.1	-1.4
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.3	-5.8
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.1	-0.9
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-1.7	-4.4
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-1.1	-6.1
医药制造业	医薬品の製造	0.2	-0.3
化学纤维制造业	化学繊維製造業	0	1.4
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.4	-3.1
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-0.6	-8
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金屬精錬と圧延加工業	0.4	-2.9
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金屬を製錬すると圧延加工業	0.3	0.6
金属制品业	金屬製品業	0	-1.8
通用设备制造业	汎用設備製造業	-0.1	-0.5
汽车制造业	自動車製造業	-0.3	-1.5
铁路、船舶、航空航天和其他	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他	0	-0.4
计算机、通信和其他电子设备	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.3	-3
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	0.7	-0.5
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	1.4	-0.5
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0	1.1

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



会計・税務情報

2023年個人所得税確定申告に関する公告



国家税務総局が2024年2月2日付で、「2023年度個人所得税総合所得の確定申告事項に関する公告」(国家税務総局公告2024年第2号)を公布しました。主な内容は以下の通りです。

1、年度確定申告の内容

- ① 2023年度終了後、居住者個人(以下「納税者」という)が2023年1月1日から12月31日までの間に取得した賃金給与、労務報酬、原稿料報酬、特許権使用費などの四項目の総合所得を税務機関に個人所得税の年度確定申告手続きを行う必要がある。
- ② 計算公式
2023年度確定申告による還付・追納税額 = 「(総合所得収入額 - 60,000 元 - 三险一金など専項控除 - 子女教育費などの専項附加控除 - 法律によるその他控除 - 条件に合致する公益慈善事業寄付) × 適用税率 - 速算控除数」
- 2023年納付済み税額

2、確定申告が不要となる条件

納税者が2023年度に既に法律に従い個人所得税を納付しており、且つ次のいずれかの状況に該当する場合、確定申告が不要となる。

- ① 追加納税が必要あるが、年度総合所得収入額が12万元を超えない場合、
- ② 年度追加納税額が400元を超えない場合、
- ③ 予定納税額と年度納付すべき額と一致する場合、
- ④ 税金還付条件に合致するが、還付を申請しない場合。

3、確定申告に必要となる条件

納税者が次のいずれかの状況に該当する場合、確定申告を行う必要がある。

- ① 予定納税額が年度納付すべき額を超え、且つ還付が必要となる場合、
- ② 2023年度総合所得収入額が12万元を超え、且つ追加納税額が400元を超える場合、所得項目の適用に誤りがある、または源泉徴収義務者が個人所得税の源泉徴収を行わないことにより、2023年度に過少申告または未申告を生じた場合、納税者は法に従い確定申告をしなければならない。

4、確定申告で控除できる支出

下記支出が2023年度に発生している場合、確定申告において申告額から控除することができる。

- ① 年間基礎保険6万元のほか、条件に合致する基本養老保険、基本医療保険、失業保険など社会保険料及び住宅

積立金など専項控除、

- ② 条件に合致する3歳以下の幼児保育、子女教育、継続教育、重病医療、住宅ローン利子或いは住宅家賃、高齢者扶養専項付加控除、
- ③ 条件に合致する企業年金、職業年金、商業健康保険、個人養老金などその他の控除、
- ④ 条件に合致する公益慈善事業寄付。

5、申告期間

2024年3月1日から6月30日までの期間である。

中国国内に住所がない納税者が2024年3月1日までに離境する場合、離境する前に申告することが可能である。

6、申告方法

- ① 納税者自ら申告、
- ③ 源泉徴収義務者による代行申告、
- ④ 委託された企業や個人などによる代行申告。

7、申告ルート

自然人電子税務局(携帯の個人所得税アプリ)、郵送または納税サービスカウンターで申告手続きを行う。

8、申告関連資料の保存

納税者および申告代行を行う源泉徴収義務者は、専項付加控除や税収優遇など確定申告に関する資料を、調査に備えて、確定申告後5年間保存する必要がある。

9、税金の還付或いは追加納税

- ① 納税者が税金還付を申請する場合、中国国内において開設する条件が合致する銀行口座を提供しなければならない。税務機関が規定によって審査した後、国庫管理の関連規定に基づき税金の還付を受け付ける、
- ② 納税者が税金を追加納付する場合、ネットバンキング、税務局サービスカウンターのPOS端末によるカード決済、銀行カウンター、非銀行支払機構等の方式で納付することができる。

また、申告効率を向上させ、納税者により良いサービスを提供するために、税務機関は確定申告初期に、引き続き予約サービスを提供している。3月1日から3月20日までの期間中に確定申告手続きを行う必要があった納税者に対し、2月21日以降に個人所得税アプリを通じて事前に申請することができる。3月21日以降は予約なしで受け付けられる。

法務情報

「会社法(2023年改正)」の要点(後編)

1. はじめに

2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で改正会社法(以下「新会社法」という)が可決され、新会社法は2024年7月1日から施行される。前回において、我々は新会社法の一部の改正の要点を整理したが、今回はその後編として、会社資本充実原則の実施、一元的企業統治の枠組みの確立、企業統治への従業員の参加、支配株主・実質的支配者に対する規制の強化等の新会社法をめぐるいくつかの改正の要点について解説する。

2. 一部の要点の解説

(1) 会社資本充実原則の実施

新会社法は、資本充実原則を実施するため、有限責任会社登録資本払込期限設定、株主権喪失制度、株主出資期限早期化制度、発起人出資不足連帯責任、株式譲渡当事者間責任配分等の多くの面で条項の追加・改正を行った。

2013年の会社法改正で、登録資本払込登記制が引受登記制に改められるとともに、有限責任会社の登録資本払込期限に関する規定が削除された。その後の実務においては、登録資本金が巨額な一方、株主が実際に払い

込む金額は極めて低い会社が多く現れた。これにより、会社の資金的信用を示す登録資本の機能が低下し、市場取引信用を判断・評価するためのコストが増大した。今回、新会社法によって登録資本払込期限に関する規定(47条)が再び追加され、法律面から株主出資期限に関する規制が強化されることとなった。

また、新会社法は、株主の出資責任を強化するとともに、会社及び債権者の利益を保護するため、出資に瑕疵ある株主の会社に対する損害賠償責任及び関連する行政責任(49条・252条)、会社設立時の出資の瑕疵に関する株主間の連帯責任(50条)、株主の出資に対する董事会の検査・催告の義務、関連する董事の責任及び株主の権利喪失に関する制度(51条・52条)、権利喪失株式の処分及び他の株主の出資に関する責任(52条)、出資払戻時における関連する董事・監事・高級管理職の連帯賠償責任(53条)、出資に瑕疵ある株式の譲渡後における譲渡当事者の責任(88条)、違法減資時における株主及び関連する董事・監事・高級管理職の責任(226条)等に関する規定も追加した。

(2) 一元的企業統治の枠組みの導入

1993年会社法から現在に至るまで、中国の会社統治制度は大陸法系の伝統を踏襲し、董事会と監事会による二元的な統治の枠組みを設けてきた。新会社法は一元制(董事会のみ)を導入して企業統治の構造に選択可能な案を提供し、これが今回の改正の大きな注目点となった。

新会社法 69条によると、会社は定款に会社の統治構造を定め、伝統的な二元制(董事会、監事会を設け、監事会が監督の機能を担う)又は一元制(董事会に監査委員会を設け、監事会又は監事を設けない)を選択し、さらには混合制(監事会又は監事を設けると同時に、董事会に監査委員会を設ける)を採用することができる。また、新会社法 83条によると、監事会又は監事は、もはや設置を強制される機関ではなくなり、規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない有限責任会社は、全株主の一致した同意がある状況の下、監事会又は監事の設置をしないこともできる。

(3) 従業員が企業統治に関与する民主的な管理制度の強化

現行会社法 51条は、監事会の構成員の3分の1以上は従業員代表でなければならないと定め、また、現行会社法上、従業員代表による董事就任については、国有独資会社のほか、2つ以上の国有企業又は2つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立した有限責任会社に限り、従業員代表董事を置かなければならないとされている。したがって、実務において、国有資本による出資を受けたこれらの類型の会社ではなく、監事会の設置もしていないときは、董事会及び監事のいずれについても、従業員代表を就任させる必要が存しない。

新会社法は、現行会社法におけるこれらの規定の留保を基礎として、従業員代表の企業統治への関与に関する更なる制度的な規定を設けた。新会社法 68条1項によると、従業員数が300名以上の有限責任会社は、法により監事会を設置し、かつ、これに会社従業員代表が存在する場合を除き、その董事会の構成員に会社の従業員代表を含めなければならない。したがって、新会社法の下、国有資本による出資か否かにかかわらず、従業員数300名以上の有限責任会社でありさえすれば、少なくとも1名の従業員代表を監事会又は董事会いずれか一機関の構成員としなければならない。しかし、新会社法のこれらの規定は、現有会社の遡及効、すなわち現存する300人以上の有限責任会社は新会社法のこれらの規定に基づく定款の変更、組織機構の調整、従業員代表の監事会又は董事会構成員への就任をしなければならないか否か、いつまでにそれをしなければならないか、また、関連する法的効果について明確な規定を定めておらず、今後における関連する法令、司法解釈等の公布を待つ必要がある。

(4) 支配株主、実質的支配者を制約する制度の強化

現行会社法は、水平的法人格の否認に関する直接的な規定を定めていない。それゆえ、司法実務においては、株主が自己の支配する2つ以上の会社を利用して会社法人の独立的な地位及び株主の有限責任を濫用する行為について、現行会社法 20条3項における垂直的法人格の否認に関する規定に照らして認定を行う必要があった。新会社法 23条は、水平的法人格否認の直接的な規範的根拠を確立し、会社債権者の利益の保護にさらに有利となる。

また、現行会社法は、実務において多々見受けられる「影の董事」、「影の高級管理職」に関する責任、すなわち支配株主及び実質的支配者が自己の指名した董事、経理等を通じて間接的に会社をたびたび管理する一方で、

自身は董事・監事・高級管理職に対する会社法上の義務の要求に制約されない問題について規定していない。この制度上の欠陥を補填するため、新会社法は、180条3項において、会社の支配株主、実質的支配者が会社の

董事に就任しないものの、実際に会社の事務を遂行する場合には、董事・監事・高級管理職の忠実義務及び勤勉義務に関する規定の適用を受けるとする規定を、また、192 条においては、会社の支配株主、実質的支配者が董事、高級管理職に対して会社又は株主の利益を害する行為を行うことを指示した場合には、その董事、高級管理職と連帯責任を負うとする規定をそれぞれ新設した。今回の改正は、会社の支配株主、実質的支配者の管理行為をさらに規範化し、その趣旨は、中小株主の利益の保護にある。

3. おわりに

今回の新会社法の改正は、会社の統治制度の改善に対してさらに豊富な制度の選択を提供するとともに、会社の組織及び行為をさらに規範化し、各主体の責任を強化した。新会社法の一部規定には、なお不明確な箇所があることから(例えば新旧法における整合の問題など)、今後における関連文書の公表に注意を払い、会社組織の枠組みの調整及び会社定款の変更に関する研究を適時に行って、法律の要求に適合することが望まれる。

情報提供 金杜法律事務所



人事労務情報

全国各地の最低賃金基準状況(2024年1月1日現在)

国家人力資源と社会保障局の発表した全国各地の最低賃金基準状況(2024年1月1日締)及び暦年上海市最低賃金推移表です。

注:本表数据时间截至 2024 年 1 月 1 日。



全国各省、自治区、直辖市最低工资标准情况（截至2024年1月1日）

发布日期：2024-01-19

来源：中华人民共和国人力资源和社会保障部劳动关系司

单位：元

地区	月最低工资标准				小时最低工资标准			
	第一档	第二档	第三档	第四档	第一档	第二档	第三档	第四档
北京	2420				26.4			
天津	2320				24.4			
河北	2200	2000	1800		22	20	18	
山西	1980	1880	1780		21.3	20.2	19.1	
内蒙古	1980	1910	1850		20.8	20.1	19.5	
辽宁	1910	1710	1580	1420	19.2	17.2	15.9	14.3
吉林	1880	1760	1640	1540	19	18	17	16
黑龙江	1860	1610	1450		18	14	13	
上海	2690				24			
江苏	2490	2260	2010		24	22	20	
浙江	2490	2260	2010		24	22	20	
安徽	2060	1930	1870	1780	21	20	19	18
福建	2030	1960	1810	1660	21	20.5	19	17.5
江西	1850	1730	1610		18.5	17.3	16.1	
山东	2200	2010	1820		22	20	18	
河南	2100	2000	1800		20.6	19.6	17.6	
湖北	2010	1800	1650	1520	19.5	18	16.5	15
湖南	1930	1740	1550		19	17	15	
广东	2300	1900	1720	1620	22.2	18.1	17	16.1
其中：深圳	2360				22.2			
广西	1990	1840	1690		20.1	18.6	17	
海南	2010	1850			17.9	16.3		
重庆	2100	2000			21	20		
四川	2100	1970	1870		22	21	20	
贵州	1890	1760	1660		19.6	18.3	17.2	
云南	1990	1840	1690		19	18	17	
西藏	2100				20			
陕西	2160	2050	1950		21	20	19	
甘肃	2020	1960	1910	1850	21	20.5	20	19.5
青海	1880				18			
宁夏	1950	1840	1750		18	17	16	
新疆	1900	1700	1620	1540	19	17	16.2	15.4

注：本表数据时间截至2024年1月1日。

歷年上海市最低賃金の推移

人民币/月





ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第98回：「企業の組織や社会人の構造は、“三つの層”で、構成されている！ それは、“栗の実”の形状のイメージだ！」

冒頭に、個人的な話で恐縮ですが、私はおかげさまで、昨年12月に、元気で、「80歳」を迎えました。私は、社会人としての大半を、普通の人よりずっと“多くの職場”（上場大企業・消費者金融業・中小下請け製造業・コンサルタント業など）で、“多くの時間”を、「管理者・経営者」として、日本や中国の各地で経験を積み重ね、今に至っている・・・と思っています。そんな社会人・仕事人としての多くの経験から、

- ・「自分が所属し、活動してきた企業が、社会全体の中で、どんな存在だったのか？」また、
- ・「所属した企業は、どんな組織形態だったのか？」、さらには、
- ・「所属企業の人材構成は、どんなだったのか？」

この思考は、読者の皆さんが、常に厳しい生存競争下にある企業に、身を置かれている前提で、皆さんが所属する企業の「存在位置・存在価値」を客観的に見つめ、かつ、自分の「会社内での立ち位置」を見つめ直す事の重要性を、喚起したいとも思ったのです。そんなことをの思考中に、私が思いついたのが、「物の構造・形態の区分」として、“大・中・小”とか“上・中・下”という表現であり、「これらの三つが、“形態の基本”」の表現であると考え、「企業組織・構造」や「人事組織・構造」へと、思考を展開していこうと思ったのです。

さらに、“三つの構造・形態”の話を進めようと思った時、私は、ふと“栗の実”をイメージしたのです。“栗の実の三つの層”とは、栗の実の「頭の小さなとんがり部分」、栗の実の「大きな胴体の部分」、栗の実の「点々のある底の部分」で構成されている。この“栗の実の三つの層”のイメージは、以下の

- 「Ⅰ．日本全体の企業構造」や、
- 「Ⅱ．個々の企業の組織構造」や、
- 「Ⅲ．企業内人材構造」へと展開されていくのです。

I. 《日本全体の企業構造》での“三つの層”

《大企業・中堅企業群》

- 1) 栗の実の“とんがり部分”で、
- 2) 日本全体企業群の中でも、優秀な、少数企業群団。

《中小・零細企業群》

栗の実の“胴体部分”で、日本全体企業群の中でも、量的に大半を占める群団。

《零細企業群》

栗の実の“底の部分”で、日本全体企業群の中でも、規模の最も小さな企業群団。

・・・あなたの所属の企業は、日本のどの位置にあるのか？

その企業に将来性はあるのか？

自分の地位は、満足なのか？

転職・自立の可能性を検討しなくていいのか？・・・などなど。

II. 《個々の企業の組織構造》での“三つの層”

《① 経営者・管理者層》

- 1) 栗の実の一番上の“とんがり部分”で、

2) 日本全体企業群の中でも、優秀な、少数群団

《② 一般社員層》

- 1) 栗の實の“胴体部分”で、
- 2) 言われたことだけは、無難にこなしていくが、主体的には動かない、大部分の一般的な社員層

《③ 不良社員層》

- 1) 栗の實の“底部分”で、
- 2) 欠勤も多く、言われたこともやらない、または、できない、辞めてほしいくらいの社員層。

どんなレベルの企業でも、この三層に分れており、①が、②③の層を、うまくリードし、企業全体のレベル UP に勤める努力を継続してこそ、優良企業群団として存在していけるのではないしょうか。

しかし、①の人たちが、その実態・現況に無関心な企業は、徐々に衰退していき、いつの間にか、吸収合併されたり、破綻企業群団に陥りかねないのです。私は、過去に、そんな例を多く見てきました。

ご自分の属する会社が、日本全体の栗の實のイメージの中の、どの位置に存在していて、またご自分が、会社の組織の中でどの位置にあって、企業価値の維持・向上のために、どのように積極的に行動されているのか？

そこで、提案ですが、「今いる会社、今の業績、今いる地位、今の仕事」の量・質などを、一度客観的に見つめなおし、かつ、“栗の實”の組織・細胞をイメージしながら、自己分析し、実態を把握しつつ、様々な改善のための行動に挑戦されては、いかがでしょうか！」

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>